

○東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター教員の任期更新時の再任評価実施要項

平成20年7月17日
言語・音声トレーニング
センター運営委員会決定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則（以下「規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、言語・音声トレーニングセンター（以下「センター」という。）教員の任期更新時の再任評価（以下「再任評価」という。）の実施に関し、評価項目、評価基準及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

(評価項目)

第2条 評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究業績
- (2) 教育業績
- (3) 大学運営上の貢献
- (4) 社会への貢献
- (5) その他

(評価基準)

第3条 前条で示した項目ごとの評価及び総合評価の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 項目ごとの評価基準は次表のとおりとする。

評価	評価基準
A	特にすぐれている。
B	水準に達している。
C	改善を要する。

- (2) 総合評価の評価基準は次表のとおりとする。

評 価	評 価 基 準
再任を可とする	項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「B」が3つ以上ある者。
再任を不可とする	再任を可とする評価に達しない者。

(再任評価の実施手順)

第4条 再任評価の実施手順は、次のとおりとする。

- (1) センター長は、規則第6条第1項に定めるところにより任期の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）がある場合は、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に更新希望者を除く委員のうち3名以上からなる再任評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。
- (2) 更新希望者は、任期の付されている期間の活動状況を基に業績調書（別紙様式2）を作成し、任期満了の1年5月前までにセンター長に提出しなければならない。

- (3) センター長は、提出された業績調書の審査をすみやかに専門委員会に委託する。
- (4) 専門委員会は業績調書を審査し、再任評価書（別紙様式1）の原案を作成して、任期満了の1年4月前までにセンター長へ報告しなければならない。
- (5) センター長は、会議からの報告により再任を否とされた者について、複数の外部委員を含む再任評価審査委員会を設置し、審査結果の審議を付託する。
- (6) センター長は、センター運営委員会の審議を経て再任評価の結果を決定する。

（審査結果報告書）

第5条 センター長は、審査の状況を再任評価報告書としてまとめ、任期満了の1年2月前までに審査結果を学長に報告する。

2 センター長は、審査結果を再任不可とする場合は、その理由を前項の報告書に記載する。

附 則

この要項は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式 1 （第 4 条第 4 号関係）

再 任 評 価 書
評価対象者氏名

1．項目評価

項目ごとの評価基準（第 3 条第 1 号）に準じて記入し、各細目評価の結果に基づき、項目評価及びその理由を記入すること。

項 目	項目評価	項目評価の理由
(1) 研究業績		
(2) 教育業績		
(3) 大学運営上の貢献		
(4) 社会への貢献		
(5) その他		

2．総合評価

総合評価の基準（第 3 条第 2 号）によること。

別紙様式2（第4条第2号関係）

業 績 調 書

平成 年 月 日現在

氏名

印

1. 研究業績（著書、発表論文、科学研究費補助金等）
2. 教育業績（担当授業科目、担当学生数等）
3. 大学運営上の貢献（委員会活動等）
4. 社会への貢献（教育・研究活動、地域・国際活動、共同・受託研究等）
5. その他（上記項目以外の特記事項等：センターにおけるマネジメント等含む）

※各項目については細分できない場合、複数項目の記入及び任期の付されている期間外からの活動が続いている場合はその旨記載すること。

※各項目について記述する行数は、適宜増やしてよい。